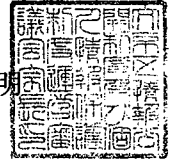


2020 文情運第 7 号

令和 2 年 11 月 18 日

文京区長 成 澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明



令和 2 年 10 月 27 日付 2020 文総総第 915 号による令和 2 年度(情運)諮問第 3 号について、
次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

住民基本台帳関係事務における全項目評価書の第三者点検について

2 審議会の結論

本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

3 理由

(1) 適合性について

当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、30 万人以上となっており、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は全項目評価の対象である。

また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっているとともに、評価の実施時期及び住民からの意見聴取についても適切に行われており、指針に適合したものとなっている。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について

当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。